

内閣府特命担当大臣（防災） 武田 良太 様

「令和2年7月豪雨」における 災害福祉支援活動を進めるための緊急要望

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
会長 清家 篤
政策委員会委員長 武居 敏



全国社会福祉協議会をはじめ、各都道府県、市町村社会福祉協議会および各社会福祉法人・福祉施設では、全国的な連携・協働により、災害時に高齢者や障害者などの要支援者の命と健康を守り、地域住民の生活を支える取り組みを進めています。

「令和2年7月豪雨」においても、被災地の社会福祉協議会を中心に、被災者の気持ちに寄り添い、支援を行っています。その一方、被災地住民の間には新型コロナウイルスへの感染を懸念する声があることから、十分な感染防止措置のもと、災害福祉支援活動を進める必要性が生じています。

自然災害が多発するなか、新型コロナウイルス禍のなかであっても迅速かつ効果的な災害福祉支援活動が可能となるよう、以下の事項を要望します。

- 1. 災害ボランティアセンターの設置・運営費に対する公費負担の実現**
 - 災害時の福祉支援活動に関する財政基盤はきわめて脆弱です。必要な支援を確実に提供するためにも、災害ボランティアセンターの設置・運営費に対し、災害救助費等による公費負担を図ってください。
- 2. 災害ボランティアセンターに対する衛生用品の優先的提供**
 - 新型コロナウイルス禍における災害ボランティアセンターにおいては、感染防止を図るためにマスクや消毒薬等の衛生材の確保が不可欠です。災害ボランティアセンターに衛生用品を優先的に提供してください。
- 3. 生活支援相談員の早期配置と対象範囲の拡大**
 - 新型コロナウイルス禍においては、被災住民が一般避難所や福祉避難所だけでなく、居宅や知人宅、車中泊等を活用するべきとされており、支援の対象者や範囲が拡大しています。
 - 避難場所の多様化を受け、生活支援相談員が在宅避難者等に対しても見守りできるよう、その活動対象範囲を広げるとともに、生活支援相談員を早期に配置できるよう、県および市町村に対し、指導してください。
- 4. 災害福祉支援活動の法定化**
 - 災害発生時に災害ボランティアセンター、災害派遣福祉チーム等が迅速かつ効果的に活動をするためにも、災害救助法、災害対策基本法等の災害法制に「福祉の支援」を明記してください。

社会福祉法人全国社会福祉協議会

社会福祉法人全国社会福祉協議会 政策委員会

都道府県・指定都市社会福祉協議会

市区町村社会福祉協議会〈地域福祉推進委員会〉

全国民生委員児童委員連合会

全国社会就労センター協議会

全国身体障害者施設協議会

全国保育協議会

全国保育士会

全国児童養護施設協議会

全国乳児福祉協議会

全国母子生活支援施設協議会

全国福祉医療施設協議会

全国救護施設協議会

全国地域包括・在宅介護支援センター協議会

全国ホームヘルパー協議会

日本福祉施設士会

全国社会福祉法人経営者協議会

障害関係団体連絡協議会

全国厚生事業団体連絡協議会

高齢者保健福祉団体連絡協議会

全国老人クラブ連合会